

児童手当業務に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す。

【仕様の定義対象について】

(1) 中間標準レイアウト仕様として定義しているもの

- 受給者、対象児童等の資格情報
上記については、履歴を含めた移行が可能。
- 支払情報、対象者共通関連情報
上記については、年度毎の最新情報のみの移行を標準とする。
- 児童手当市町村事務処理ガイドライン第31条の保存期間を考慮して、5年分の移行を標準とする。
- 支払情報について、受給者単位にデータを作成するのか児童単位にデータを作成するのか、また、各項目に設定する値の仕様(合計なのか個別なのか)を、ベンダー間で調整した上で利活用することを前提とする。

(2) 中間標準レイアウト仕様として定義していないもの

- 上記の5年分の移行対象期間を過ぎたデータ(保存期間を過ぎ、移行先システムでは必要ないため)